

令和6年度事業計画(案)

昨年は、生成A Iが一気に身近なものとなりましたが、行政や司法の手続きもリモート仕様になりつつあり、I T（情報技術）を既存業務に活用する段階から、いよいよI Tによって世の中の仕組みが作り変えられる段階へと一歩進んだ感があります。

司法書士については、民間事業者との競合やA Iによる置き換えなど、やや悲観的な言説もありますが、様々な手続きの非対面化や高齢化の進行などにより、市民生活上の支援の需要が増している部分もあり、調整型の法律専門職が生きる可能性のある場はむしろ広がっていくものと思います。そして、司法書士がそこで活用されるためには、まずは、制度設計上、あるいは社会の認識として、司法書士が活用可能な社会資源として位置づけられていなければならない、司法書士が、個々人としてだけでなく、団体として信頼に足る存在であり続けることが必要です。

そのためには、社会が期待する役割を、組織的な取り組みとして果たしていくことが重要であり、そのような観点から、以下を重要項目として事業を執行していきたいと思えます。

1. 相続登記義務化の周知及び相続登記の促進

空家や所有者不明土地の解消は国の重要政策であり、昨年に引き続き、相続登記義務化の周知及び相続登記の促進は、司法書士業界の最重要課題です。

また、2000年に100万人弱であった日本の年間死亡者数は2022年に150万人を超え、向う40年は年150万人以上の多死社会が継続すると推計されていますので、遺産承継手続きへの支援のニーズは大変大きいものと思われ、相続登記の促進に併せて、このニーズの担い手としてのアピールもしていきたいと思えます。

2. 成年後見制度への対応

日常的に、中立的・調整的な業務を行い、親族法制にも明るい司法書士は、法

律専門職の中でも最も成年後見業務との親和性が高いと思われます。よって、司法書士が成年後見人等の供給源となることに対する社会の期待は大きいと考えられますが、現在、佐賀家庭裁判所では成年後見人の選定に苦勞することがしばしばあるとのこと。また、親族以外の新規就任数は、全国の合計では司法書士が最も多いのですが、佐賀県内においては必ずそうとは言い切れない状況があり、新件における司法書士の関与率も全国平均の半分程度となっています。

また、成年後見人の仕事は財産管理だけに留まるものではありませんが、その実績は遺産承継業務等の財産管理を行う職種としての信頼に繋がるものと思われます。

そこで、まだ、成年後見人を経験されていない会員にも関心を持っていただき、佐賀県内においても「成年後見人と言えば司法書士」という状況が維持できるよう、取り組んでいきたいと思ひます。

3. 研修の受講促進

司法書士の業務が多様化し、また、司法書士業務に係る諸制度が目まぐるしく改正される中、個人の資質向上のための研修の重要性は言うまでもありません。

同時に、司法書士が「団体として信頼に足る存在である」ことを社会に訴える上での裏付けとして、会としての所定単位取得達成率の向上も重視していきたいと思ひます。そこで、甲類8単位以上、内倫理2単位以上、甲乙併せて12単位以上という規定も意識した研修の企画、受講促進を実施していく予定です。

4. 犯罪収益移転防止法改正への対応

令和4年以降、特殊詐欺被害額が急増しているとの報道があり、司法書士も犯罪収益移転の穴をふさぐ大きな責任を負っています。今般、犯罪収益移転防止法が改正され、取引時確認の項目が増えるなど、司法書士の業務にも変化が生じますので、これについて、司法書士会員及び金融機関、宅建業者などの関係先への周知を行います。

以上の重点項目の他、司法書士の地位向上・司法制度の発展に資する事業、会員相互の交流に関する事業、その他会の運営に必要な事業等、以下のとおり各部において企画し、実施していきます。

総務部

1. 苦情申出・懲戒申立等の処理
 - (1) 苦情申出の受付、苦情処理委員会の運営
 - (2) 綱紀調査委員会、注意勧告小理事会の運営
 - (3) 量定意見小理事会の運営
 - (4) 上記に関する法務局、日司連との連携

2. 会員の執務に関する連絡・指導
 - (1) 会員の品位保持のための司法書士法、同施行規則、会則及び司法書士行為規範の遵守に関する連絡・指導
 - (2) 執務姿勢、広告等の適正化に向けての連絡・指導
 - (3) 司法書士業務に係る法改正への対応
 - (4) 隣接専門職との業際問題に関する指導
 - (5) 本人確認記録の作成・保存に関する連絡・指導
 - (6) マネーロンダリング・テロ資金供与防止に関する連絡・指導
 - (7) 職務上等請求書の使用・管理に関する連絡・指導
 - (8) 会員の補助者への指導監督義務の履行指導
 - (9) 法務省、日司連等からの執務関係情報の伝達

3. 会則、諸規則、諸規程の改正、整備及び検討
 - (1) FATF 第4次対日相互審査結果を受けた会則改正
 - (2) その他日司連基準改訂への対応

4. 会員の登録(入会・退会・変更)に関する事務、登録調査委員会の運営

5. 非司行為に関する情報収集及び調査
 - (1) 非司法書士排除委員会の運営
 - (2) 司法書士法施行規則第41条の2の規定による法務局調査委嘱に対する対応

6. 公益的活動(プロボノ活動)の促進

7. 関連団体、各支部との連携

- (1) 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート佐賀支部
- (2) 佐賀県司法書士政治連盟
- (3) 佐賀県青年司法書士連絡協議会
- (4) 佐賀県司法書士会各支部

8. 福利厚生事業

- (1) 司法書士業務損害賠償任意保険の加入促進
- (2) 司法書士国民年金基金の加入促進

9. 情報公開

- (1) 「情報公開に関する規則」に基づく本会ホームページによる告知
- (2) 懲戒処分・注意勧告事案等に対する会長声明の公開

10. 司法書士会事務局の運営

11. その他、他の部の所掌に属さない会務に関する事項全般

相談事業部

1. 日本司法支援センター佐賀地方事務所(法テラス佐賀)との連携

(1) 役員・委員などの派遣

副所長 1人

民事法律扶助審査委員会 副審査委員長 1人

民事法律扶助審査委員会 審査委員 4人

(2) 執行部会(年12回)

(3) 民事法律扶助(法律相談援助・代理援助・書類作成援助)申込の推進

2. 佐賀県司法書士会総合相談センター

(1) 電話無料法律相談 毎週月曜・木曜日 18時～20時 各会員事務所

(2) 面談有料法律相談 毎週水曜日 14時～18時 司法書士会館

(3) 成年後見電話無料相談 毎週火曜日 18時～20時

LSとの連携強化の一環として本会事業として行い、LS佐賀支部から相談員の派遣を受ける

(4) 運営委員会の開催

目 的 各種相談会の企画及び実施 相続登記の促進
相談事業の広報に関する協議 など

3. 佐賀県司法書士会調停センター(ADRセンター)

(1) 手続実施者向け・一般会員向け研修会の開催

(2) ADR委員会の開催

目 的 調停センターの運営に必要な事項に関する協議
研修会の企画・実施並びに広報の検討
調停の実施 オンラインでの実施の準備
特定和解の取り扱うことの検討など

(3) 九州ブロック調停センター担当者会議等への参加

4. 司法過疎対策

(1) 九州ブロック司法過疎対策委員会への出席

(2) 「九州地区開業支援フォーラム」への参加及び県内での開業PR・支援

5. 各種相談事業の実施

(1) 「県下一斉無料法律相談会」(佐賀地方法務局との共催予定)

実施時期 令和6年2月予定

会 場 佐賀県内7か所又は8か所

方 法 面談相談

- (2) 佐賀地方法務局主催の「終活・相続」講演会及び相談会への相談員派遣
 - (3) 司法書士の日無料法律相談会、労働トラブル110番など日司連、九州ブロックなどからの要請に応じて各種相談会を実施する
 - (4) 「一日合同行政相談所」等、他機関の要請に基づく相談員派遣や相談会の開催
 - (5) 相続登記相談センターの活用及び周知
内容: 日司連又は本会事務局で受け付けた相談申し込みを各支部の相談員登録の名簿順に配転し、当番会員が事務所にて面談相談を受ける。
目標: 相談状況や利用者及び会員の声に応じて利用しやすいセンターを目指す。県内市町等への周知を徹底する。
6. 支部主催（共催）相談事業の相談員手当助成
- (1) 佐賀市、唐津市、鳥栖商工会議所（行政側が予算措置していないもの）
 - (2) 法務局・支局における「相続・遺言」無料相談会

企画部

1. 相続・遺言・生前対策等に関する出前講座の実施

日 時 依頼に応じて随時実施
対 象 商工会議所、消費者団体、金融機関、公民館、老人クラブほか
講 師 企画委員会及び消費者問題委員会委員ほか
内 容 相続、遺言、終活、任意後見・家族信託等の生前対策ほか
目 的 司法書士制度の啓蒙・啓発

2. 悪徳商法・多重債務・ワケルール等に関する消費者教育講座の実施

日 時 依頼に応じて随時実施
対 象 中学校、高校、消費者団体ほか
講 師 企画委員会及び消費者問題委員会委員ほか
内 容 契約、クレジット、悪徳商法、SNS、多重債務、労働条件ほか
目 的 司法書士制度の啓蒙・啓発

3. 財産管理業務研究委員会における活動

- (1) 金融機関・保険会社・福祉施設等に対して、法定後見・任意後見・信託・遺言・死後事務等の財産管理承継セミナーを案内
- (2) 信託の変更・終了登記等に関する研究、研修会を開催

4. 経済的困窮者の救済支援事業

相談または書類作成支援 1回につき5,500円
管轄所管庁への同行支援 1回につき11,000円
なお、依頼者1人につき、16,500円を上限とする。

5. レクレーション・懇親会の開催

日 時 未定
対 象 司法書士会会員及び補助者

6. 裁判所の依頼に基づく管理人等候補者の推薦

- (1) 家庭裁判所における不在者財産管理人・相続財産清算人等
- (2) 地方裁判所における所有者不明土地管理人等

7. 裁判所との協議会開催

場 所 佐賀簡易・地方裁判所・家庭裁判所
目 的 裁判所との意見交換

8. 佐賀地方法務局との協議会開催
場 所 佐賀地方法務局
目 的 法務局との意見交換

9. 空き家・所有者不明土地問題への対応・対策
各市町の空き家対策協議会委員に就任している会員間で意見交換を行い、改正民法・不動産登記法の周知を含む各市町への情報提供、業務提携等を行う。

10. 各種団体との連携協力
佐賀消費者フォーラム
佐賀県多重債務者対策会議
佐賀県消費生活の安全安心対策会議
佐賀県空き家対策連絡会議
佐賀県農業会議
佐賀県宅地建物取引業協会
九州北部税理士会

研修部

1. 本会研修会の開催

(1) 各回3～4単位で年5回程度

(2) 研修内容

①民法・不動産登記法等改正に関する研修会

②犯罪収益移転防止法改正に関する研修会

③民事信託・遺産承継・事業承継に関する研修会

④裁判IT化に関する研修会

⑤成年後見制度に関する研修会

⑥その他、日司連の講師派遣事業等の情報を得ながら、司法書士を取り巻く社会情勢に応じてテーマを選定する。

2. 年次制研修の実施

3. 支部研修会開催の支援

4. 補助者研修会の開催

年1回3時間程度行う。司法書士補助者としての心得及び実務に役立つ研修内容とする。

5. 日司連が行う同時配信による研修会の開催

日司連が行う同時配信による研修会について講義内容・日程等を適宜判断し、必要に応じて開催する。

6. 諸研修会への受講者派遣

本会での伝達研修の実施可能性がある研修会に、受講者を派遣する。

7. 研修委員会の開催 2～3回程度

広報部

1. 対外広報

(1) 各種事業における広報の実施

県・市町広報誌、新聞、ニュースリリース等を利用し、各種事業の開催告知及び事業の取材を働きかけて、一般市民に周知する。

(2) 県下一斉無料法律相談会について

今年度も、テレビ、新聞等を利用した放送や広告での広報を実施する。

(3) 相続登記促進のための広報について

令和6年4月1日に施行された相続登記の義務化を契機として、相続登記促進のための広報を引き続き各関係機関に働きかけて実施する。
具体的には、

- ① 相続登記の義務化に関するチラシの市町村や金融機関等への配布
- ② 県下一斉無料法律相談会・市町・各種相談会での啓蒙活動

(4) 法務局との連携

- ① 相続登記の義務化に関する周知広報（市町訪問、説明会・相談会等の広報イベントの共同開催、チラシ・リーフレットなどの共同作成等）
- ② 県下一斉無料法律相談会の広報への協力支援

(5) 本会ホームページについて

(3) 相続登記促進のため、閲覧者が相続登記手続きについて必要な情報を得ることができる表示にする。

2. 対内広報

(1) 会報発行 夏号と冬号の年2回

業務に参考になる記事等、いろいろな分野について情報発信を行い、司法書士及び当会の活動の充実を図る。